

高齢受給者証が 新しくなります



高齢受給者証は、平成14年10月1日以降に70歳の誕生日を迎えられた方（昭和7年10月1日以降生まれの方）に渡しています。古い受給者証（水色）の有効期限は、今年の7月31日までとなっています。
8月1日からの「高齢受給者証」（肌色）を送りました。届きましたら、記載内容に誤りがないか確認をお願いします。古い受給者証は、住民課へ返却してください。お近くの役場職員に渡していただいても結構です。

高齢受給者証の使い方

お医者さんにかかるときは、医療保険の「保険証」と、交付された「高齢受給者証」の2つを忘れずに提示してください。診察にかかった費用の1割、一定以上所得者は2割で医療を受けることができます。



国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の申請をしてください

長期入院をされている場合、所得に応じて食事代が減額されます。この認定証も今が更新時期です。必要な方は、住民課で更新の申請をしてください。

①一般（下記以外の方）	1食260円	
②住民税非課税の世帯	過去12か月の入院日数が90日までの入院	1食210円
	過去12か月の入院日数が90日を超える入院	1食160円
③住民税非課税の世帯（世帯員の所得が一定基準に満たない方）	1食100円	

※制度改正により、課税世帯でも②、③に適用される場合があります。

◆問い合わせ先
住民課 保険年金担当

☎6578

有線⑤7784

ご存じですか？

介護サービス費の軽減制度

介護保険施設に入所した場合には、①サービス費用の1割 ②食費 ③居住費 ④日常生活費が、利用者の負担となります。しかし、利用料の負担により、施設利用が困難にならないよう所得の段階に応じて、食費・居住費の自己負担限度額が決められています。限度額を超えた費用は、介護保険から給付されます。

世帯全員が住民税非課税の方や、生活保護を受けている場合は、施設利用・ショートステイの食費・居住費の負担が利用者の負担段階により軽減されます。要件に該当すると思われる方は介護支援課へ申請してください。利用者の負担額は、施設と利用者との間で契約により決められますが、標準的なケースの額として、「基準費用額」が定められています。基準費用額は、施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定められたものです。



◆問い合わせ先
介護支援課
☎6501 有線⑤7788

施設利用の自己負担限度額（日額）

利用者の負担段階	1日当たりの居住費				1日当たりの食費	
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室		
段階	基準額	1,970円	1,640円	1,640円 (1,150円)	320円	1,380円
1	・市町村民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
2	・市町村民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	820円	490円	490円 (420円)	320円	390円
3	・市町村民税非課税世帯で、利用者負担第2段階以外の方	1,640円	1,310円	1,310円 (820円)	320円	650円

※（ ）内は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の場合